

農林水産研究における知財 マネジメントセミナー DAY 1 2025年2月12日

弁護士知財ネット

農水法務支援チーム

中村合同特許法律事務所

弁護士 外村 玲子



本日の内容

- 1 ライセンス契約の骨組み
- 2 独占禁止法との関係
- 3 海外事業者とのライセンス契約

1 ライセンス契約の骨組み

- (1) どのような場合にライセンス契約を締結するのか
- (2) どのようなことを許諾できるのか
- (3) どのような権利をライセンス契約で許諾できるのか
- (4) マスターライセンスとサブライセンス（再許諾）
- (5) ノウハウ・営業秘密のライセンス契約
- (6) ライセンス料はどうやって決めるのか

(1) どのような場合にライセンス契約を締結するのか

[参考：手引き45頁]

例えば・・・

県が育成者権を保有しており、県内のJA等の生産部に所属する農家さんにまとめて許諾する。

県が保有する権利を県内の特定の企業が利用することを許諾する。

県が育成者権を保有する種苗について、他県から分けて欲しいとの希望があり、種苗を分ける場合

(2) どのようなことを許諾できるのか

[参考：手引き45頁]

知的財産権 = 排他的独占権

ライセンス契約→ 産業財産権の権利を持つ者が、相手方に産業財産権の実施、使用、利用を許諾（ライセンス）する契約

許諾する範囲は、知的財産権の「実施」「利用」「使用」として定義されている範囲の行為
育成者権の場合

この法律において品種について「利用」とは、次に掲げる行為をいう。

品種の種苗を生産し、調整し、譲渡の申出をし、譲渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為

品種の種苗を用いることにより得られる収穫物を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為（育成者権者又は専用利用権者が前号に掲げる行為について権利を行使する適当な機会がなかった場合に限る。）

品種の加工品を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為（育成者権者又は専用利用権者が前二号に掲げる行為について権利を行使する適当な機会がなかった場合に限る。）

(2) どのようなことを許諾できるのか

権利の効力が及ばない範囲の行為は、ライセンス不要

例えば 育成者権の場合 種苗法第21条

① 試験研究目的

品種の育成の振興という品種登録制度の目的

試験研究目的による利用を制限する契約条項の有効性の問題

② 方法特許

特許を付与された育成方法を実施する中で登録品種を利用する場合、育成者権者の許諾は不要

③ 権利の消尽

登録品種等の種苗、収穫物又は加工品が育成者権等の意思に基づいて譲渡された場合、育成者権の効力は、その譲渡された種苗、収穫物又は加工品には及ばない。

権利の消尽の例外

権利の消尽の例外＝再度、育成者権者の許諾が必要となる

① 登録品種等の種苗を生産する行為

育成者権者 → A → B

10本 10本

+

新たに10本 → 譲渡

② 登録品種の保護を認めない国に種苗を輸出する行為、当該国に最終消費以外の目的で収穫物を輸出する行為

(3) どのような権利をライセンス契約で許諾できるのか

[手引き：46頁]

専用実施権（専用利用権）

- －専用実施権者が独占排他的に実施できる権利（許諾する権利者も実施できなくなる）
- －農水省/特許庁に設定登録が必要
- －差止請求や損害賠償請求もできる。

通常実施権（通常利用権）

- －非独占の場合、他の者にも許諾できる） / 権利者は引き続き実施（利用）できる。
- －農水省/特許庁に設定登録は不要

独占的通常実施権と非独占的通常実施権

(3) どのような権利をライセンス契約で許諾できるのか

育成者権の
場合

```
graph LR; A[育成者権の場合] --> B[通常利用権]; A --> C[専用利用権]; B --> D[独占的通常実施権]; B --> E[非独占的通常実施権];
```

通常利用権

専用利用権

独占的
通常実施権

非独占的
通常実施権

公設試験場と独占的通常実施権の許諾

公設試験場の場合、その立場・役割から特定の民間企業に独占的通常実施権（利用権）や専用実施権（利用権）を許諾する場合は少ない。

しかし、委託事業を受託した事業者や、共同研究を行った事業者から、独占実施できるようにしてほしいと希望されることがある（他の事業者が公設試験場から許諾を受けて途中から参入されると、市場で負けてしまうため、資金投入がためられる等）。

1 設定範囲で調整

期間 地域 内容（例：利用行為のうち種苗の生産， 譲渡の申出 譲渡に限る。）

2 期間で調整

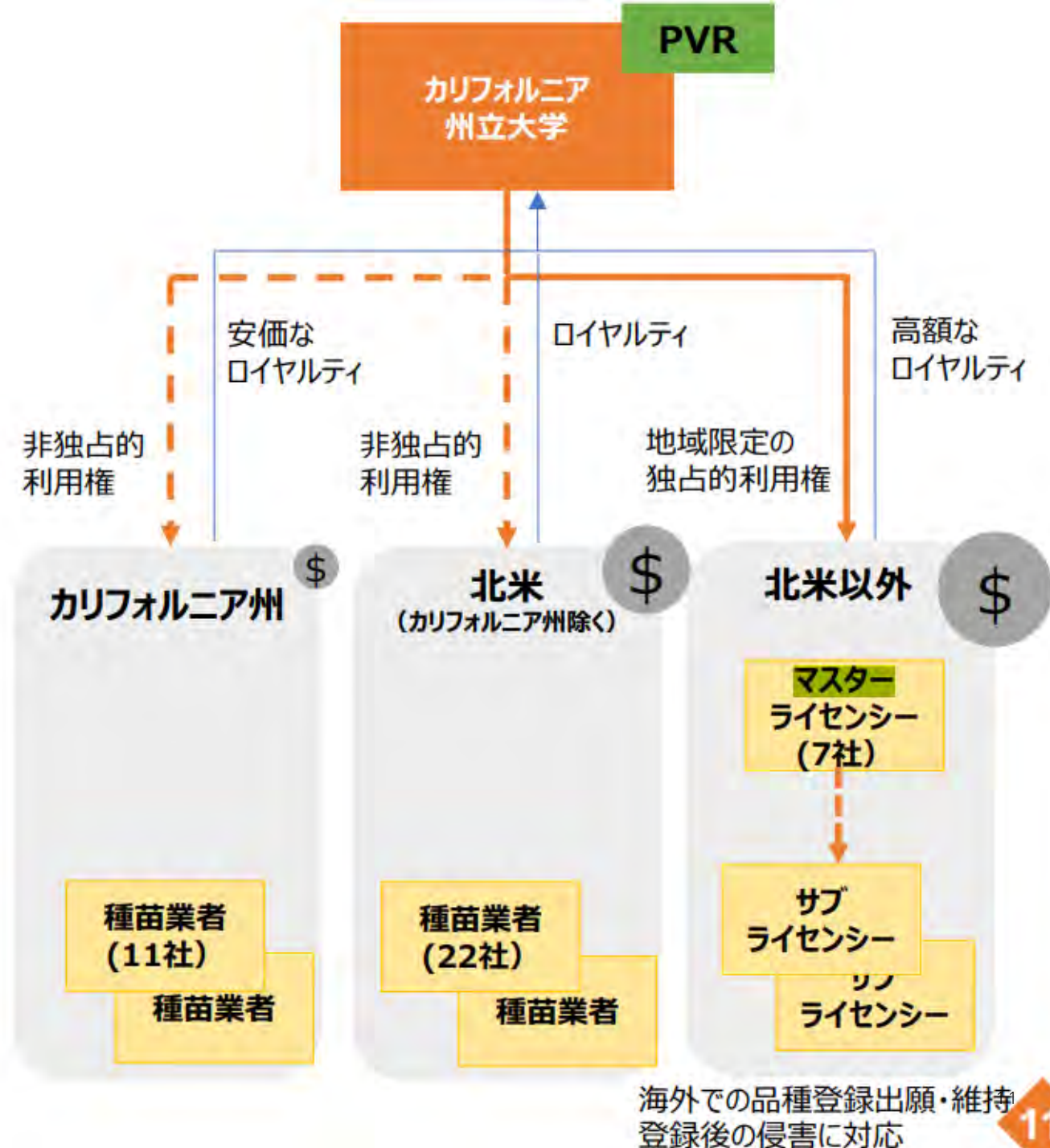
最初の○年間は独占、その後 非独占。

契約締結後○年以内に事業化しなかった場合、非独占に変更

(4) マスターライセンス とサブライセンス

ーマスターライセンシーにサブライセンシーの管理を委託することで、ライセンス料の徴収などの負担が軽減される。
ーマスターライセンシーとの継続的信頼関係の構築が重要。

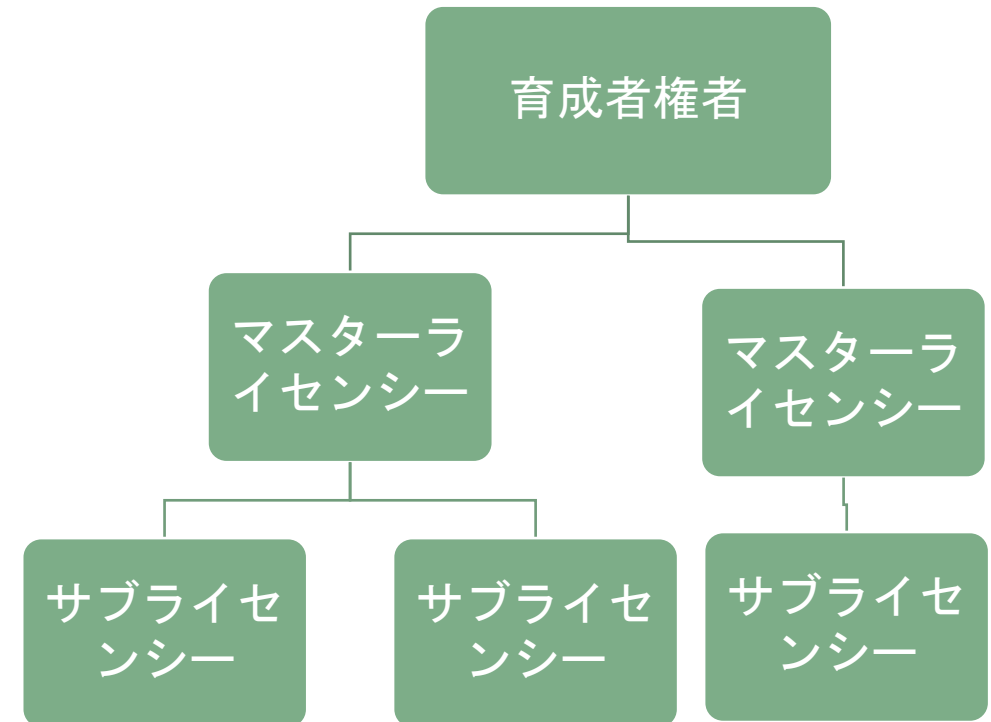
出典：植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム「育成者権・商標権等の保護活用・侵害対策事例について」
<https://pvp-conso.org/wp-content/uploads/2021/01/88b8e4670d46f8984e1b3b26ea6f2a4d-4.pdf>



(4) マスターライセンスとサブライセンス (再許諾)

- 専用実施権者等は、他人に再許諾できる（権利者の同意が必要）。
- 再許諾の範囲は、権利者の同意を得た範囲内なので、原則として、期間、地理的範囲、内容において、マスターライセンスを越えることはできない。
- マスターライセンスが終了した場合、原則としてサブライセンスも終了する。

ただし、ライセンス終了前に許諾したサブライセンスの効力を存続させることを権利者とライセンシーの間で合意することはできる。この場合、サブライセンシーが権利者に対して利益を受ける意思表示をしたときから。また、サブライセンシーが義務を負う場合（例えば、ライセンス料の支払い等）、ライセンシーから権利者への権利の承継についてサブライセンシーの同意が必要



(5) 営業秘密・ノウハウのライセンス契約

[参考：手引き46頁]



営業秘密・ノウハウを許諾するときのポイント

1 範囲の特定が重要

広すぎると、開示者内部において、不正競争防止法上の営業秘密の要件（秘密管理性）を満たさなくなってしまう。

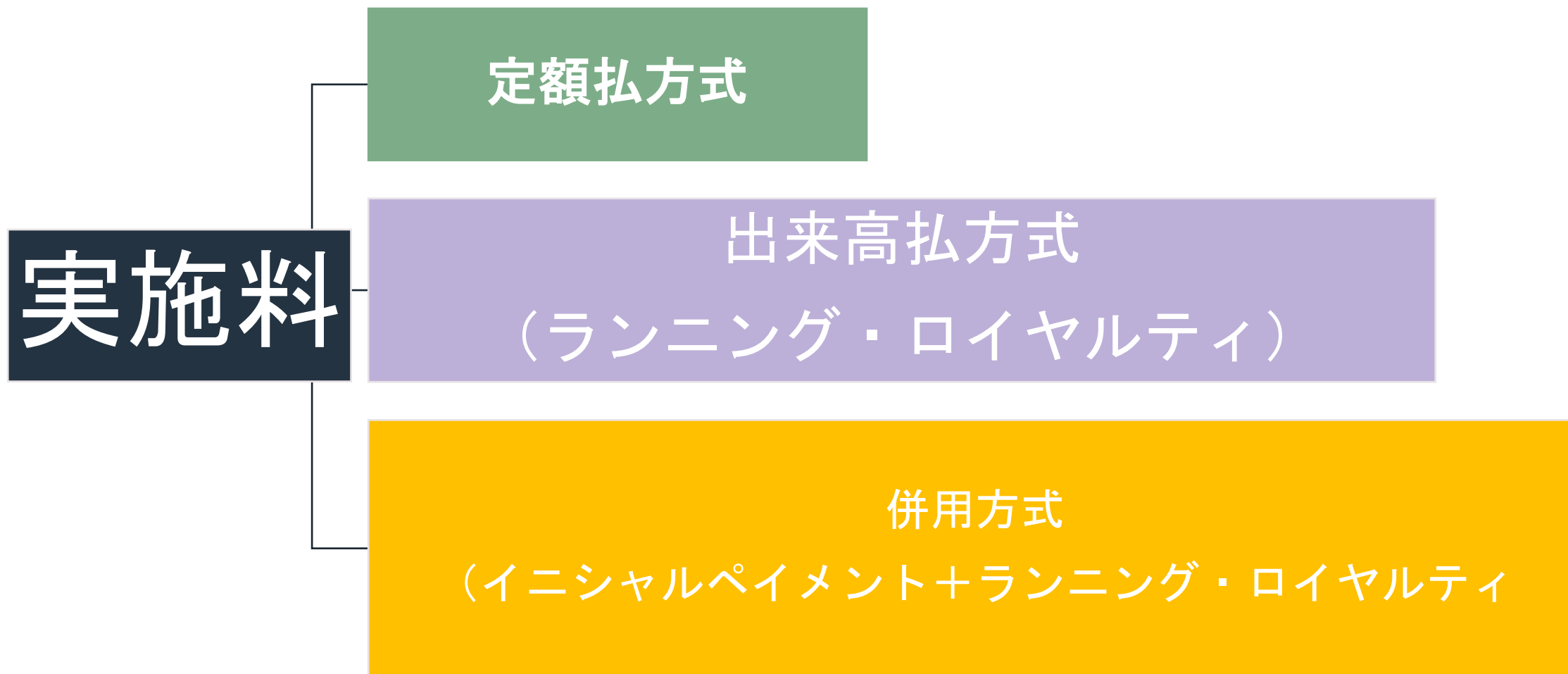
2 単独で許諾するのか、他の知的財産権と併せてライセンスするのか

権利の存続期間が満了した場合を予定してライセンス契約を締結する。

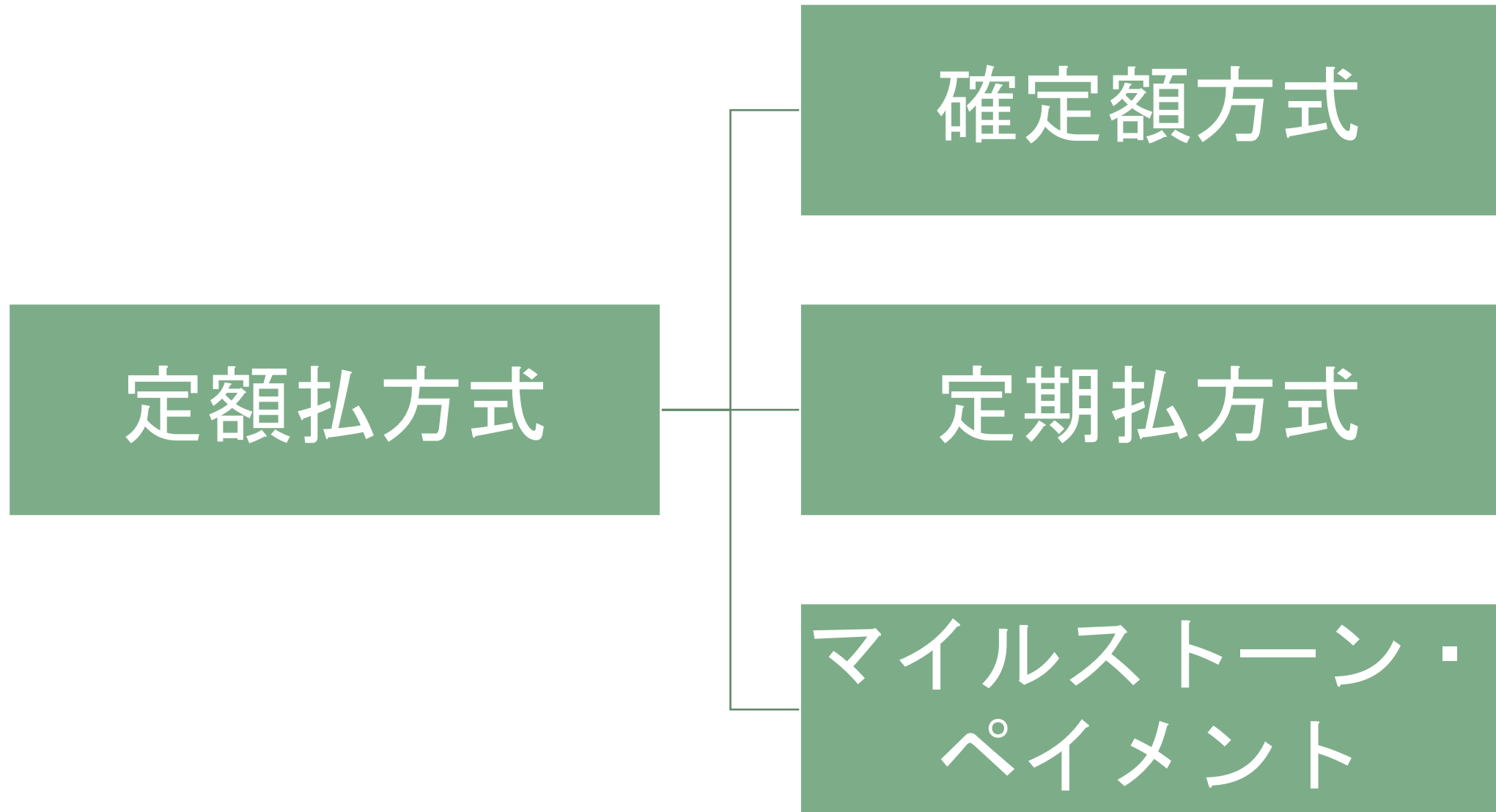
- それぞれ独立したライセンス契約にする。
- ノウハウや営業秘密をプログラムに組み込み、著作権として保護

(6) ライセンス料はどうやって決めるのか

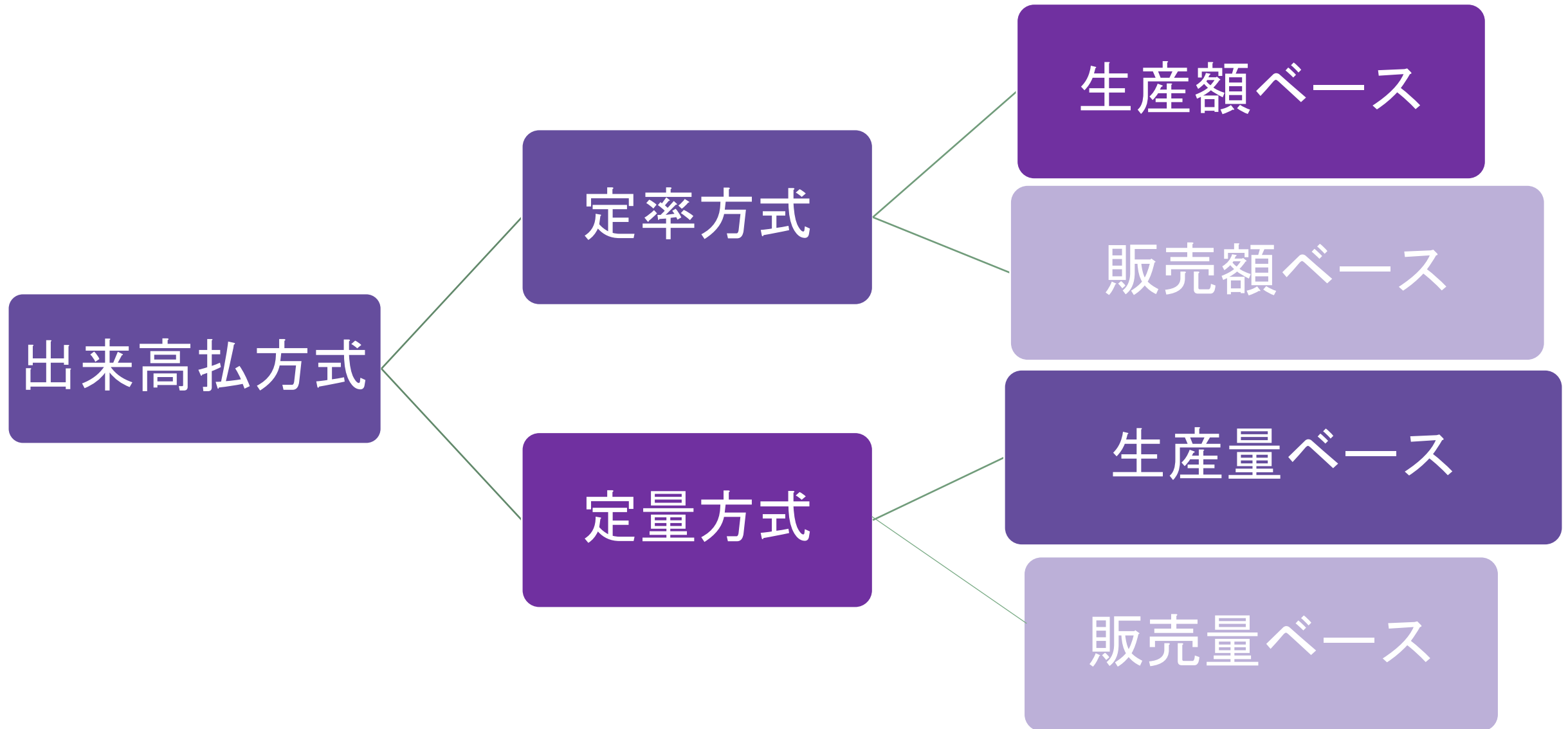
[参考 手引き48頁]



(6) ライセンス料はどうやって決めるのか



(6) ライセンス料はどうやって決めるのか



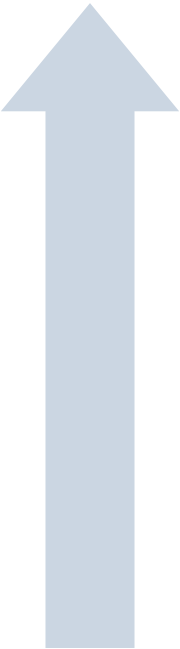
2 独占禁止法との関係

(1) 知的財産権と独占禁止法との関係

(2) 実際の相談事例

- 育成者権
- 商標権

(1) 知的財産権と独占禁止法との関係

- 
- ・ 契約は、当事者の自由な合意で成立
 - ・ 知的財産制度は、産業を発達させ、競争を促進する効果

- ・ 知的財産権は、独占的排他権
- 

独占禁止法第21条は、この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない。

- ① 権利の行使とはみられない行為には独占禁止法が適用される。
- ② 技術に権利を有する者が、他の者にその技術を利用させないようにする行為及び利用できる範囲を限定する行為

A 外形上、権利の行使とみられる場合は、原則として、独占禁止法が適用されない。

B 実質的に権利の行使とは評価できない場合は、独占禁止法の規定が適用される。

→ 行為の目的、態様、競争に与える影響の大きさも勘案した上で、事業者に創意工夫を発揮させ、技術の活用を図るという、知的財産制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反すると認められる場合は、上記第21条に規定される「権利の行使と認められる行為」とは評価できず、独占禁止法が適用される。

(2) 実際の相談事例 (育成者権)

X協議会：甲地域内で農作物Aの新品種αのブランド化の推進を目的とする任意団体

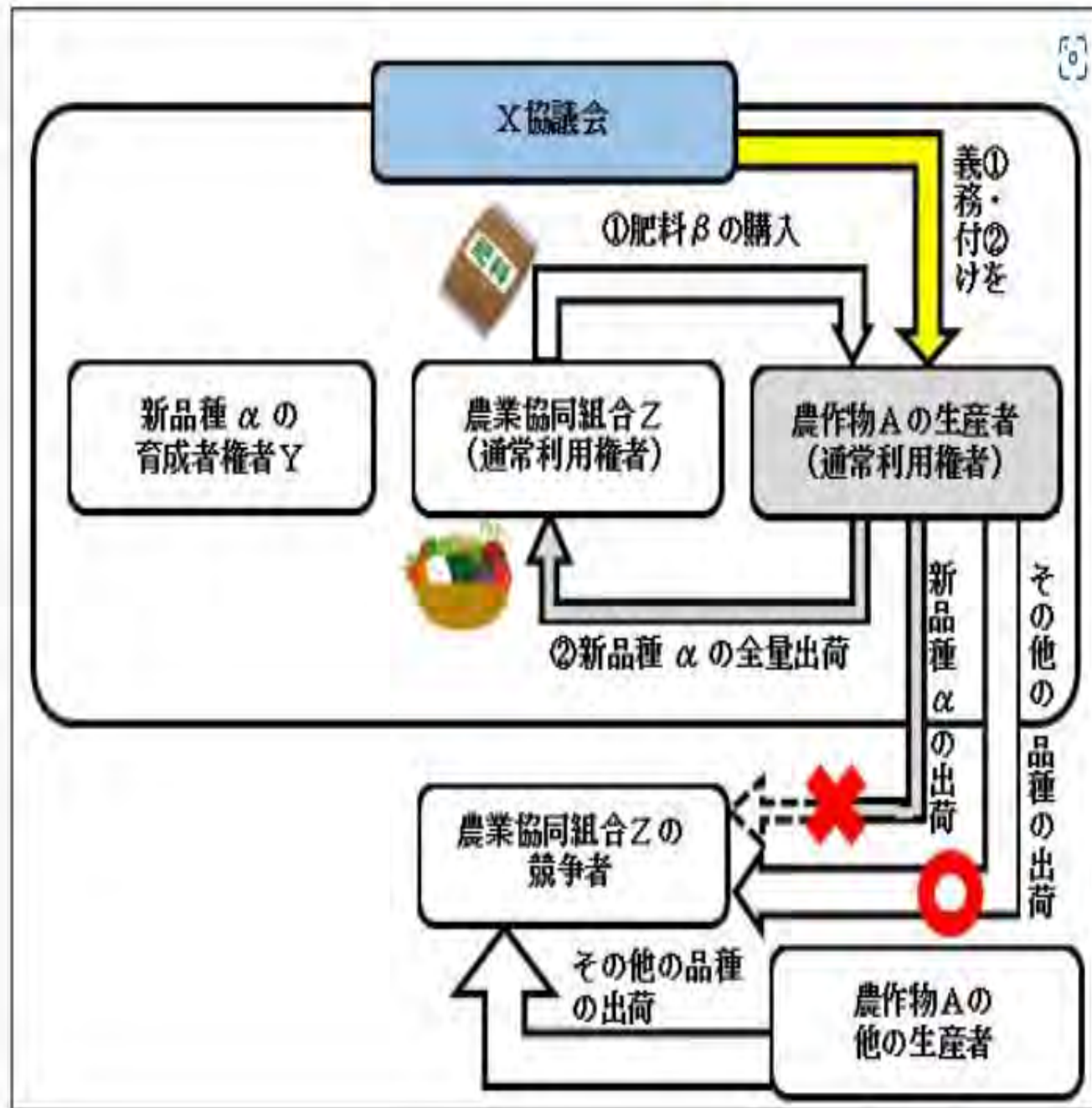
Y：育成者権者（地方公共団体）

Z：甲地域内の農業協同組合

甲地域内に所在する農作物Aの生産者

出典：公正取引委員会ウェブサイト

<https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/r2/r1nendomokuji/r1nendo11.html>



(2) 相談事例 (育成者権)

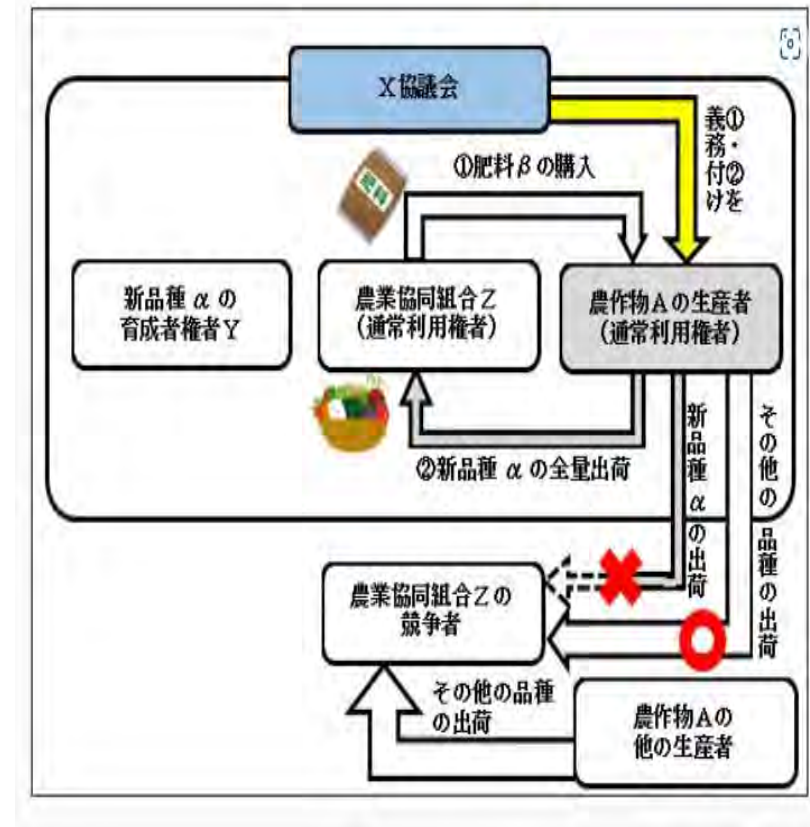
X協議会は、会員生産者に対して、以下の事項を義務付けることを検討しているが、独占禁止法上問題があるか。

ア新品種αの生産に際して、X協議会の会員である農業協同組合Zが販売する肥料βを使用すること。

肥料βは、育成者権者Yと農業協同組合Zが共同開発した新品種αの専用肥料であり、現時点では、同じ品質・規格の肥料は市販されていない。

イ生産した新品種αの全量を農業協同組合Zに出荷すること。

会員生産者が新品種α以外の農作物Aの品種を生産することは自由であり、会員生産者が生産したその他の品種に係る出荷先に関しては、何ら制限しない。



(2) 相談事例（育成者権）

出典：公正取引委員会ウェブサイト
<https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/r2/r1nen-domokuji/r1nendo11.html>

(1) 肥料βの使用の義務付け

ア 一般的に、農畜産物の品質を揃え、ブランド農畜産物として出荷するために、品質の均一化等に関し合理的な理由が認められる必要最小限の範囲内で、事業者団体を取り扱う農畜産物の生産方法を統一すること(使用する農薬や肥料その他の生産資材を同じ品質・規格とすること等)は、それ自体は独占禁止法上問題となるものではない(農協ガイドライン第2部第2-1(4)注7参照)。

イ 肥料βは、新品種αのために開発された専用肥料であり、新品種αの品質の向上、生産量の増大に最適となるように設計されたものである。また、現時点では、肥料βと同じ品質・規格の肥料は市販されていない。このため、新品種αの生産に当たって会員生産者に肥料βの使用を義務付けることは、合理的な理由に基づくものであり、かつ、必要最小限の範囲内の行為であるといえる。

ウ したがって、会員生産者に対する肥料βの使用の義務付けは、独占禁止法上問題となるものではない。

(2) 相談事例（育成者権）

出典：公正取引委員会ウェブサイト
<https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/r2/r1nen-domokuji/r1nendo11.html>

(2)新品種αの全量出荷の義務付け

ア 独占禁止法第8条第1号関係

(ア) 事業者団体が、構成事業者に係る顧客・販路について制限し、これにより一定の取引分野における競争を**実質的に制限することは、独占禁止法第8条第1号の規定に違反する**(事業者団体ガイドライン第2－3〔顧客、販路等の制限行為〕)。

(イ)a 新品種αについては生産・流通前であるものの、前記のとおり、農作物Aについては、品種間において活発な競争が行われている。新品種αについても、その他の品種との間に**需要の代替性があり、品種間で活発な競争が行われることになると考えられる**。

また、本件取組によって農作物Aの**取引に影響が生じる地理的範囲**については、農作物Aの取引先が農作物Aを仕入れることが可能な地域は広範に及ぶ可能性があるものの、会員生産者の所在地や新品種αの出荷先である農業協同組合Zの地区はいずれも甲地域であるので、**主として甲地域の範囲に限られると考えられる**。

(2) 相談事例（育成者権）

出典：公正取引委員会ウェブサイト
<https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/r2/r1nen-domokuji/r1nendo11.html>

(2)新品種αの全量出荷の義務付け

以上を踏まえ、本件取組に係る一定の取引分野については、甲地域における農作物Aの販売分野と画定した。

b 甲地域における農作物Aの販売分野に占める新品種αの流通量は、将来的にみても最大で4パーセント程度であると見込まれる。このため、新品種αの出荷先を農業協同組合Zに限定するとしても、農作物Aの販売に関する競争に与える影響は軽微である。

(ウ) したがって、新品種αに係る農業協同組合Zへの全量出荷の義務付けは、一定の取引分野における競争を実質的に制限するものではなく、独占禁止法上問題となるものではない。



ポイント

ブランド農畜産物として出荷するために品質の均一化等になどの合理的な理由があるか

ライセンス当事者以外の第三者の事業を阻害していないか

代替性がある同種の農作物の活発な競争が行われているか

同種の農作物の流通量の中でどのくらいを占めるか、競争に与える影響は小さいか

取引に影響が生じる地理的範囲は、広いか、限定的か

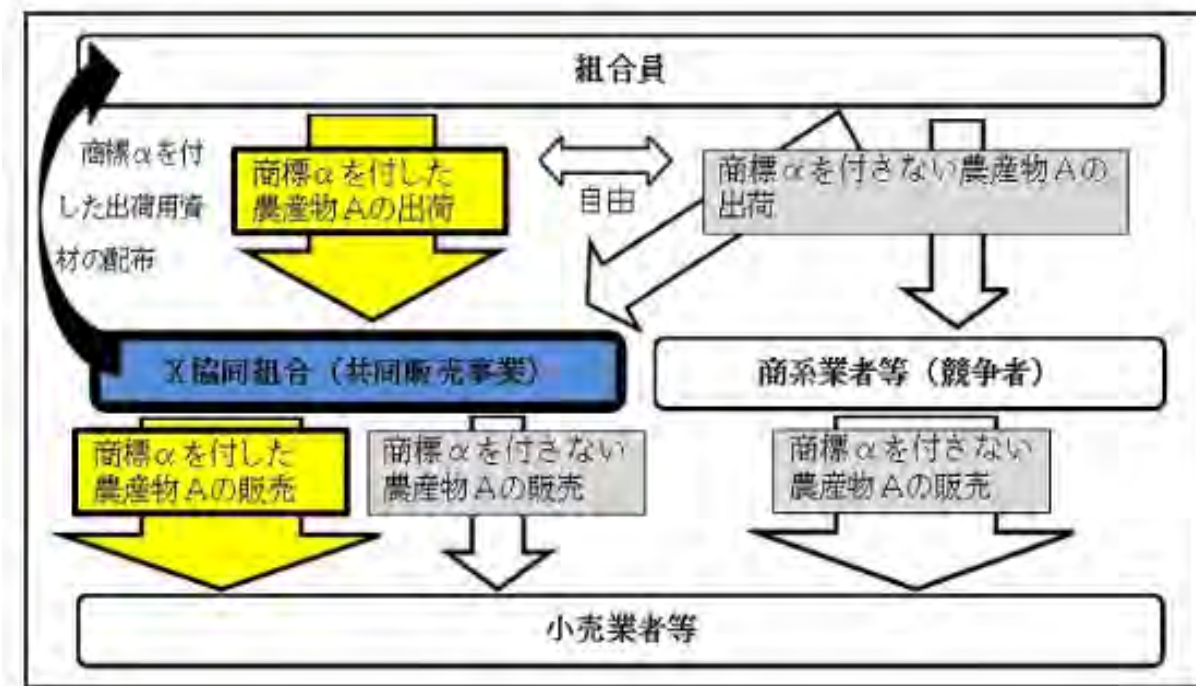
(2) 相談事例（ブランド農作物 商標権）

(1) X協同組合は、P地域における農業者で組織する農業協同組合であり、農産物Aの共同販売事業を行っている。P地域における農業者のほとんどは、X協同組合に加入している。

(2) 農産物Aについては、X協同組合が商標αを登録しており、X協同組合は、組合員に商標αの使用を許諾していない。

(3) 農産物Aの商圏は全国であり、X協同組合による農産物Aの販売量は、全国における農産物Aの販売量のごく僅かにすぎないが、商標αを付された農産物Aはその品質について高く評価されており、近隣地域の農産物Aよりも高い価格で販売されている。

• 本件の概要図



（２）相談事例（ブランド農作物 商標権）

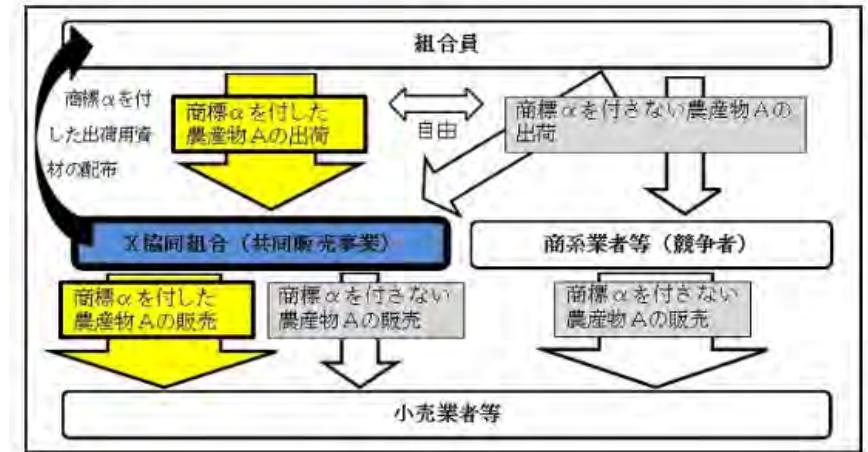
（４）現在、X協同組合は、組合員に対し、商標αが印刷された出荷用の資材（パック）をあらかじめ配布しているところ、組合員は農産物Aに商標αを付して出荷したい場合には、当該資材に農産物Aを入れてX協同組合の選果場に持ち込み、選果場の職員が実施する全数検査に合格する必要がある。

しかしながら、X協同組合は、組合員の善意に任せて出荷用の資材をあらかじめ配布していることから、組合員が、X協同組合を通すことなく、当該資材を用いて商系業者等へ出荷する可能性が否定できないため、商標αが付された農産物Aの信頼度・ブランド力の低下を懸念している。

（５）そこで、X協同組合は、商標αを付した農産物Aに関する出荷規程において、①組合員が農産物Aに商標αを付して出荷しようとする場合には、当該農産物Aに限ってX協同組合に対する全量出荷を求める旨、②商標αを付さなければ商系業者等に自由に出荷することが可能である旨を明示することとしたいと考えている。

このようなX協同組合の取組は、独占禁止法上問題ないか。

・ 本件の概要図



(2) 相談事例（商標権）

独占禁止法は、協同組合の一定の行為について適用除外規定を設けている（独占禁止法第22条）。農業協同組合法に基づき設立された連合会及び単位農協の行為についても、連合会及び単位農協が、

①任意に設立され、かつ、組合員が任意に加入又は脱退できること、

②組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が定款に定められていることの各要件を満たしている場合には、

原則として独占禁止法の適用が除外される（独占禁止法第22条、農業協同組合法第8条）。

しかしながら、

①不公正な取引方法を用いる場合、又は

②一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合には、

適用除外とはならない（独占禁止法第22条）（農協ガイドライン第2部第1－3）。

（２）相談事例（商標権）

単位農協が、農畜産物の一部について販売事業を利用しようとしている組合員に対して、**他の農畜産物も併せて販売事業を利用することを強制する**等何らかの方法により、単位農協の販売事業を利用せずに販売したいと組合員が考えている農畜産物を含めて**販売事業の利用を事実上余儀なくさせる**場合には、組合員の**自由かつ自主的な取引が阻害**されるとともに、競争事業者が組合員と取引をする機会が減少することとなり、**不公正な取引方法に**該当し違法となるおそれがある（一般指定第10項〔抱き合わせ販売等〕、第11項〔排他条件付取引〕又は第12項〔拘束条件付取引〕）（農協ガイドライン第2部第2－2（1））。

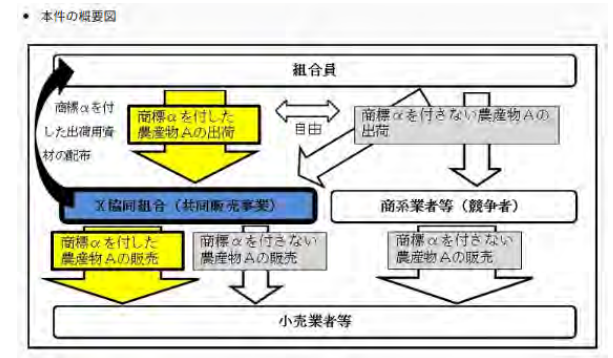
(2) 相談事例（ブランド農作物 商標権）

(2) 本件は、X協同組合が、組合員に対し、農産物Aに商標αを付す場合、X協同組合のみへの出荷を求めるものであるところ、

- ① X協同組合による**商標法に基づく権利の行使**であると考えられること
- ② 農産物Aに商標αを付して出荷するかどうかは**組合員の自由意思**に委ねられており、組合員は**商標αを付さない農産物Aを商系業者等に自由に出荷**することが可能であること
- ③ **X協同組合の競争者である商系業者等は、商標αを付さない農産物Aを組合員等から調達することができ、農産物Aの調達市場から排除されないことから、**

組合員の自由かつ自主的な取引が阻害されることはなく、X協同組合の競争者である商系業者等の組合員との取引の機会が減少することにはならないと考えられるため、独占禁止法上問題となるものではない。

出典：公正取引委員会ウェブサイト <https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/h30/h29nendomokuji/h29nendo13.html>





ポイント

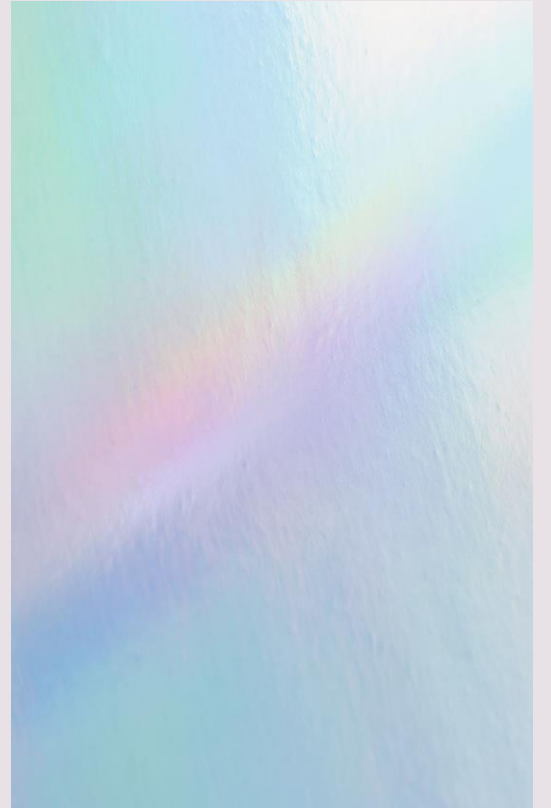
商標を付すか否かの自由があるか

商標を付さない同種の農作物を、第三者と自由
に取引できるか

第三者は同種の農作物を調達することができる
か、第三者が市場から排除されていないか

3 海外事業者とのライセンス契約

- (1) 海外での権利の取得
- (2) Exclusive OR Non-exclusive
- (4) データノウハウの管理
- (5) 準拠法と管轄裁判所



(1) 海外での権利の取得（ライセンスのまえに。。。）

マーケティング・ブランディングの段階から早めに出願手続きに着手する。

どこの国、地域で権利取得するのか（生産地、加工地、消費地）

[育成者権]

- ・ 輸出先等に育成者権の保護制度があるか、UPOV 条約加盟国か、1978 年/1991 年条約の加盟国か
- ・ 未譲渡性の要件に注意

[商標権]

- ・ 統一したブランディングのために複数の国・地域で、複数の指定商品・役務について 権利を取得する。あとから登録できない国・地域が判明すると、調査をあらためて行う必要が生じるため、時間的余裕を見る。

(1) 海外での権利の取得（ライセンスのまえに。。。）

現地パートナー事業者が権利を取得する場合がありますが

[メリット]

権利取得・維持の費用負担が軽減される。

現地パートナーが侵害品に対して、権利行使しやすい。

[デメリット]

商標のライセンス契約を理由として、ライセンス料収入を得られない。

その現地パートナーとの関係が悪化した場合、買取り交渉→高額化

ブランディングのコントロールがむずかしい

(2) Exclusive OR Non-exclusive

海外事業者とライセンス契約を締結する場合に、多くは「Exclusive License」又は「Non exclusive License」

日本の専用実施権、通常実施権、独占的通常実施権の概念と異なるため、契約の内容で合意する権利の内容をはっきりと規定する。

- Exclusive なのか Non exclusive なのか
- サブライセンスできるのか、サブライセンス不可なのか
- 譲渡できる権利なのか、譲渡できない権利なのか
- 永久なのか、期限があるのか。
- 地域、許諾対象となる行為、商品（製品）、期間

(3) 準拠法と管轄裁判所

準拠法：契約の効力、解釈等に関して、どこの国、地域の法律で解釈するか、の基準となる。契約当事者の合意できめることができる。

合意管轄：契約当事者の間に争いが起きたときに、どこの裁判所に訴訟提起できるか、あらかじめ合意する。

仲裁か裁判か

判断材料：公開/非公開

一審制/上訴の手段あり

費用 判断者 言語

ご清聴ありがとうございました